

Link Access Door（リンクアクセスドア）通信サービス「ミラロドア」利用規約

第1条（利用規約の適用）

1. 本規約は、第2条に定める契約者がフルテック株式会社（以下「当社」という。）の第2条に定める Link Access Door（リンクアクセスドア）通信サービス「ミラロドア」（以下「本サービス」という。）の利用にあたり必要な条件を定めることを目的とする。

2. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとする。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「申込者」とは、サービス利用契約の締結を希望する者をいう。
- (2) 「契約者」とは、本規約に同意の上、当社との間で本サービス利用を申込みした者という。
- (3) 「本サービス」とは、スマートフォンにインストールされた「ミラロドアアプリ」SDC（スマートデバイスコントロール）、BLE アンテナ、スピーカーを設置した自動ドアを連携させ、アプリで設定した属性に応じて開閉や音声案内を行う通信システムサービスを提供している。また、本サービスには管理「アプリ使用料、クラウド通信料、管理費が含まれる。
- (4) 「従属機器」とは、本サービスを提供するために必要な SDC（スマートデバイスコントロール）、BLE アンテナ、スピーカーなどのシステム機器一式をいう。
- (5) 「サービス仕様書」とは、個々のサービスごとに当社が別途提出する文書という。
- (6) 「サービス申込書」とは、申込者が「本サービス」を申込み際に提出する文書という。

第3条（提供区域）

本サービスの提供区域は、特に定める場合を除き、日本国内に限るものとする。

第4条（本サービスの実施期間）

本サービスの最低利用期間は、「サービス仕様書」の通りとする。ただし、期間満了の2か月前までに契約者及び当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1か月自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とする。

第5条（本サービス利用の申込と契約の成立等）

1. 本サービスの契約は、申込者が「サービス申込書」を当社に提出し、当社が内容を確認し受領したときに成立するものとする。なお、申込者は、本規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなす。

2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約を締結しないことがあるものとする。

- (1) 申込者が本サービスを利用するために料金の支払を怠るおそれがあるとき。
- (2) 申込者が本サービスの提供が技術上困難なとき。
- (3) 本サービスの提供が技術上困難なとき。
- (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき。
- (5) 第33条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき。
- (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすとき、その他当社が不適当と判断したとき。
3. 本規約は、契約者、当社の同意を定めたものであり、契約締結前に相互に取り交わした合意利用規約の内容と相違する場合は、本規約の内容が優先されるものとする。
4. 本規約に記載されている内容は、本サービス利用に関する合意事項の全てであり、契約者および当社は本規約および本サービスに關し、互いに本規約で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとする。

第6条（本サービスの提供）

当社は契約者に対し、本規約に基づき本サービスを提供するものとする。ただし、「サービス仕様書」に別段の定めがあるときはこの限りでないものとする。

第7条（貸与機器）

1. 当社は、貸与機器を契約者に無償貸与するものとする。
2. 契約者の故意または過失なく、通常の使用において貸与機器が故障した場合、当社の負担で交換または修理を行うものとする。
3. 貸与機器以外の装置や部品等が故障その他の理由により使用できなくなった場合、当社は有償で交換または修理を行うものとする。

ただし、自動ドアの保守契約に加入している場合は、その契約内容に基づき対応するものとする。

第8条（本サービス利用）

1. 本サービスを利用するにあたっては、契約者は自らの負担により、「サービス仕様書」において当社の定める使用環境（以下「クライアント環境」という）を用意し、当社が提供する本サービスを構成するシステム（以下「当社サービス環境」という）に接続するものとする。
2. 利用者が本サービスを利用するためには、App Store や Google Play ストアから当社提供の「ミラロドア」アプリをダウンロードし、スマートフォンの各種設定をする必要がある。また、株式会社ミラロドア提供するアプリ「ミライ ID」内から「ミラロドア」にアクセスできるものとする。

なお、当社が株式会社ミラロドアが提供するサービスの安全性および正確性について何ら保証するものではない。

第9条（本サービスの提供時間等）

1. 本サービスの提供時間等は、「サービス仕様書」に定めらるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施することがある。またメンテナンスの実施のために本サービスの提供を一時的に中断することがある。このとき、当社は、計画メンテナンスを実施する旨を契約者に通知するものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの故障のめにかかわる場合は、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」という）を実施するために本サービスの提供を一時的に中断することがある。このとき、当社は、当該緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを完了し、契約者に報告するものとする。

第10条（料金）

本サービスの料金の月額は、当月1日から当月末日までとする。

第11条（サービス利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、当社が申込者に提出する見積書により提示されるものとする。

2. 本サービスの利用料金にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）の相当額は、前項に基づき算出される利用料金に対して算定されるものとする。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該利用料金支払い時に税法上有効な税率とする。

第12条（契約者の支払義務）

契約者は、前条により算定された本サービスの利用料金および消費税等相当額を、当社に支払うものとする。

第13条（利用料金の支払条件）

1. 契約者は、「サービス仕様書」の支払条件に従い、当社に支払うものとする。
2. 契約者が利用料金および消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、本サービスの提供を停止することができるものとする。

第14条（利用料金の支払条件の変更）

本サービス期間中いどいども、「サービス仕様書」の内容に変更が生じた場合、または経済情勢に変動が生じた場合は、契約者と当社が協議のうえ利用料金を改定することができるものとする。

第15条（支払方法）

本サービスの利用料金は、当社の指定する口座に計上された金額を、当社の指定する期限までに、口座振替又は当社の別途指定する口座への振込のいずれかを契約者の指定する方法により支払うものとする。ただし、本サービスの利用料金の計算は、1か月単位で計算し、計算結果は変わらないものとする。

第16条（利用料金以外に発生する料金）

契約者は、「サービス仕様書」記載の利用料金のほか、契約者の選択に従い、次の料金を当社に支払うものとする。

- (1) デジタライゼーション、サポート業務の呼び出し機能などのオプション、およびそれに伴うデバイス製品代および設置工事費用と撤去工事費用。
- (2) 契約者から起因する以下の当社側の各種対応費用。
 - ①指定場所のインターネット、その工事費の計上に関する作業。
 - ②契約者の過失による貸与機器及びオプションデバイスの故障修理対応費。
 - ③天災地変その他不可抗力による貸与機器及びオプションデバイスの故障修理対応費。
- (4) その他他各号に關する費用。

第17条（本サービスに関する責任）

1. 契約者は、当社に「解約の申込を行うことにより、本契約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとする。契約者は、本契約を解約するときに、解約を希望する月の22日までに、書面をもって当社に「解約の申込を行うものとする。本規約は、契約者が、当社に「解約の申込を受けた日から22日を経過した月の末日に契約者の本サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとする。
- (2) 前項に基づき本契約を解除する、相手方から自らの開閉を定めて警告を受けしものとし、その日から翌月末日までの利用料金を支払うものとする。なお、その期間内に履行しないとき。
3. 契約者は当社は、相手方から次の各号のいずれかに一つにも該当したときは、相手方にならぬ通知・催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 相手方は小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始、又は民事再生手続開始、その他これらに類する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき。
 - (4) 破産手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始、又は民事再生手続開始、その他これらに類する倒産手続開始の申し立てがあったとき。
 - (5) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれたとき。
 - (6) 第33条に定める表明、保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき。
- (7) 本規約に基づく債務を履行せず、相手方から自らの開閉を定めて警告を受けしものとし、その日から翌月末日までの利用料金を支払うものとする。なお、その期間内に履行しないとき。
4. 本契約が終了した場合、契約者は当社に貸与機器を返還するものとし、本契約終了の翌月に撤去作業を行う。撤去作業が不可の場合、貸与機器の製品代を負担するものとする。また、撤去後に損傷箇所の原状回復費用が発生した場合も契約者の負担とする。

第18条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとする。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下「担当者」という）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとする。また、担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の担当者に関する情報を通知するものとする。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービスが利用できる旨ステッカーによる表示をすることその他の当社の指示に従うものとする。

第19条（本サービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、本サービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、担当者から受け付けるものとする。質問の受付時間等は、「サービス仕様書」に記載のとおりとする。
2. 当社は、本サービスが正常に動作しない場合における質問または相談を、担当者から受け付けるものとする。質問または相談は相談対応時間帯は、「サービス仕様書」に記載のとおりとする。
3. 契約者が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、当社のサービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に記載された内容以外のサポートに関しては行わない。

第20条（再委託）

1. 当社は、本規約に基づき提供する本サービスに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとする。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切当社が責任を負い、契約者には迷惑を掛けないものとする。

第21条（本サービスにかかわる著作権等）

1. 本サービスにおいて当社が提供するソフトウェアコンテンツ等は、当社または第三者が著作権等を有するものであり、特段の定めのない限り、契約者は、当該ソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆エンジニアリング、リバースエンジニアリング等することはできないものとする。
2. 本サービスの一部において、契約者には、コンピュータにて使用することができる当社または第三者（以下総称して「ライセンサー」という）製のソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがある。契約者は、本サービスにおいて提供される各ソフトウェアの使用に際しては、当該ライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとする。なお、当社が当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限定されるものとする。
3. 前項の場合において、当社は「ライセンサー」によるソフトウェアの許諾の終了または当該ソフトウェアのサポート終了等の事由により、当該ソフトウェアの提供を終了することがある。

第22条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用において以下の行為を行わないものとする。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為。
- (3) 当社もしくは第三者を差別し又は誹謗中傷し、第三者への差別を助長し、または、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返す行為、当該コンピュータを利用困難な状態におく行為。
- (5) 本サービスの利用により利用している情報を改ざんまたは消去する行為。
- (6) 当社または第三者によりまして本サービスを利用する行為（本サービスに接続された基本ソフトウェアの消去等、コンピュータの機能を破壊する行為を含む）、または、与えるおそれのある行為。
- (7) 当社または第三者の権利を侵害する行為（本サービスに接続された基本ソフトウェアの消去等、コンピュータの機能を破壊する行為を含む）、または、与えるおそれのある行為。
- (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又は掲載し、または、第三者が受信可能な状態におく行為。
- (9) 法令に基づき監督官庁等への提出、許可等の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為。
- (10) 上記各号のいずれかに該当する行為が第三者が行っている場合を含むが見られるデータ等へリンクを張る行為。
- (11) 第三者に、前各号でいづれかに該当する行為をなせしめ、または、当該第三者の当該行為が存在することを知らぬら適切な措置を講じることなく放置する行為。

第23条（当事者間解決の原則）

1. 契約者は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、あらかじめ当社に対してその内容を知るとともに、当該第三者に対し、直接警告、通知その他の方法により直ちに当該行為を停止するよう求めらるものとする。
2. 契約者は、自己の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると当社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとする。第三者からのクレームの通知、契約者は直ちに当社に対してその内容を通知するものとする。

第24条（トラブル処理）

当社は、契約者に対して第22条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、または前条第2項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、契約者への事前の通知なしに、契約者が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または表示、あるいは前条第17条に基き「契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとする。

第25条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスを利用するための ID、パスワードまたはメールアドレス等が当社により発行される場合、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとする。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金についても、すべて契約者の負担とする。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責任とすべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求を受けた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行った場合においても同様とする。
3. 本サービスの利用で契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それらに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。

第26条（セキュリティの確保）

1. 当社は、当社のサービス環境の安全を確保するために、当社のサービス環境に当社所定のセキュリティ防衛措置を講じるものとする。なお、当社は、当社のサービス環境への不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止し、これを何ら保証するものではないものとする。
2. 契約者は、コンピュータ上で動作するソフトウェア（本サービスの一部として提供されるものを含む）には、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、契約者の判断において、当該ソフトウェアに限り「ライセンサー」その他第三者が提供される基本ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとする。
3. コンピュータ上で動作する本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して契約者または第三者が損害を被った場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第27条（契約者の固有情報）

1. 当社は、契約者が本サービスに自ら登録・入力した、契約者固有の情報（以下「契約者固有情報」という）を、契約者の同意なく利用しない。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者の固有情報と、正当な範囲で写真、複製（当該各号において定める場合には、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、契約者の判断において、当該ソフトウェアに限り「ライセンサー」その他第三者が提供される基本ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとする。）を、当該各号の定めに基づく（参照・複製の目的以外の目的に利用しないものとする。
- (1) 刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のめのおおむね等に関する法律の定めに基づく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合。
- (2) 特定重要通信事業者の損害賠償責任の制度及び債権者情報の開示に関する法律第4条第1款に基づき開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合。
- (3) 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で開示する場合。
- (4) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者固有情報を参照する場合。

第28条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報を含むものとする。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報。
 - (2) 秘密である旨明示し、かつ頭上またはデモストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後14日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報。
- (3) サービス利用契約の提示。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責に帰してして公知となったもの。
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの。
 - (4) 開示された秘密情報に準じて、既に受領者が開示したもの。
3. 契約者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、開示しはならないものとする。また、契約者および当社は、秘密情報の提供のために相手方から受領した資料（E-mail 等、ネットワーク等）を受けてした秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の人に閲覧させないものとする。
4. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することとするものとする。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合、ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるとともに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとする。
 - (2) 非難士、公聴会計士等法令上守秘義務を負うに、当業者が本サービスに必要とされる範囲内で提供する場合。
 - (3) 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報と同一種類の秘密保持義務を本サービスに関して、本サービスおよび本サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合。
5. 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、本サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとする。
6. 契約者および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、速断なく秘密資料（複製がある場合はこれらを含む）を相手方へ返却、または、破壊しまたは消去するものとする。なお、秘密資料を複製、破壊または消去した後も、本条に定める秘密保持義務は依然として有効とする。
7. 契約者および当社は、相手方から秘密情報と同一内容の自己の資料を複製した場合には、複製した資料を相手方に返却し、または、破壊しまたは消去するものとする。
8. 契約者が保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律：第2条第1項に定めらるもの）等その旨明示し又は開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者から受領した資料（第3項の資料と同様のもの）についてはこれらに該当する場合または当社の責任とすべき事由により、契約者が本サービスについて利用不能の状態に陥った場合は、一切責任を負わないものとする。
9. 本条の規定は、サービス利用契約が終了したから2年間、有効に存続するものとする。

第29条（本サービスに対する当社の責任）

1. 当社の責に帰してはならず、契約者が、当該サービス利用契約に基づく本サービスが全く利用できない（「サービス仕様書」に定める契約者固有の環境をまったく利用できない」とい）状態が当該本サービスを全く提供しない場合等しくは当該本サービスの支障が著しく、その支障が長く利用できない「程度の場合はい、以下「利用不能」という）状態が10日間以上継続した場合は、「サービス申込書」記載の月額利用料金（月額利用料金の総額の10分の1）を相手方に支払った金額と同等の金額を支払うものとする。但し、デバイス故障によるデータ欠損および当社の責に帰すること不出発し事由から生じた損害、当社の予見の無き無関係な特定の事由が生じた場合は、当該支払責任を負わないものとする。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合または当社の責任とすべき事由により、契約者が本サービスについて利用不能の状態に陥った場合は、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 計画メンテナンスの実施。
 - (2) 地震、台風、洪水、大雪等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動。
 - (3) 行政機関または司法機関による業務の停止する等の命令。
 - (4) 契約者の設備の不具合。
 - (5) クラウド環境の不具合。
 - (6) コンピュータ上で動作するソフトウェア（当社または契約者が用意したもの）の不具合。
 - (7) 契約者が当社のサービス環境およびコンピュータ等に施した設定の不具合。
 - (8) クラウドサービスに接続するためのネットワーク回線の不具合。
 - (9) 契約者の不正な操作。
 - (10) 第三者からの攻撃および不正行為。

第30条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、本規約に基づき権利および義務を、第三者に譲渡、貸与等しないものとする。

第31条（転売の禁止等）

契約者は、本規約に別段の定めのない限り、または当社の事前の承諾のない限り、第三者に対して本サービスの全部または一部の機能に直接アクセスする形態での転売・再販売・サブライセンス等をしていないものとする。

- 第 32 条 (サービスの改廃)
- 1. 当社は、本サービスの提供を廃止することがある。その場合、当社は、6 か月の予告期間において契約者にその旨を通知するものとする。
 - 2. 当社は、本サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、本サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことがある。当該追加、変更、改廃等の内容は、30 日以上の予告期間をもって、「サービス仕様書」で通知するものとする。
- 第 33 条 (反社会的勢力等の排除)
- 1. 契約者及び当社は、それぞれ以下に掲げる事項を表明し、かつ保証するものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、その他の反社会的勢力 (「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団並びにその関係団体等をいい、以下「反社会的勢力」という) でないこと、または反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力でなかったこと、あるいはこれらの者が反社会的勢力と何らの関係もないこと。
 - (3) 反社会的勢力との間において取引、利用、交際その他何らの関係もないこと。
 - 2. 契約者および当社は、以下に掲げる行為をしてはならないものとする。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、「反社会的勢力による被害を防止するための指針」または関連法令が禁止もしくは排除の対象とする不当要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前号(3)の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

- 第 34 条 (合意管轄)
- 本規約に関連して訴訟の必要が生じたときには、契約者が訴訟を起こす場合は当社の本店所在地を、当社が訴訟を起こす場合は契約者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 第 35 条 (準拠法)
- 本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とする。

以 上